

# 耐震診断評定委員会（名古屋委員会）設置及び運営要領

平成 25 年 9 月 3 日制定  
公益社団法人ロングライフビル推進協会（BELCA）

## （委員会の設置）

- 第 1 条 耐震診断・耐震改修計画評定業務要綱（以下「業務要綱」という。）第 6 条第 2 項に基づき、公益社団法人ロングライフビル推進協会（以下「協会」という。）に耐震診断評定委員会（名古屋委員会）（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、業務要綱第 5 条第 1 項の評定を当委員会の評定報告書に基づいて行う耐震診断の評定に係る審議を行う。
  - 3 委員会は、外部の建築構造に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者委員」という。）5 名以上 10 名以下で構成する。

## （委嘱及び任期）

- 第 2 条 委員長及び委員は協会会長が委嘱する。
- 2 委員長及び委員の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。
  - 3 交代による場合の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 増員による場合の任期は、現任者の残任期間とする。

## （委員会の運営）

- 第 3 条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の議事を主宰する。
  - 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が職務を代理する。
  - 4 委員会は、名古屋市内で開催する。

## （定足数）

- 第 4 条 委員会において議決を要する会議は、学識経験者委員 4 名以上の委員の出席をもって成立する。
- 2 委員からの書面その他により意見又は賛否の意思表示は、当該委員が出席した場合のもののみならずものとする。

## （審議）

- 第 5 条 委員会による耐震診断の評定にかかる審議は、出席委員の過半数以上の賛成をもって議決する。

## （部会）

- 第 6 条 委員会には、申込み案件ごとの事前審議を行うため部会を設ける。
- 2 部会は、委員長が指名する 2 名の委員で構成する。
  - 3 部会の審議は、委員の合意によるものとする。

## （事務局）

- 第 7 条 委員会事務局は協会事務局（担当：事業推進部）が行う。

## （雑則）

- 第 8 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、「耐震診断等評価委員会設置要領」(平成 13 年 7 月 1 日、決裁番号 195 号)は廃止する。

(附 則)

この要領は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。